

入札（見積）結果調書

令和5年度

契約番号	第 32-21-50003 号		
件名	給配水管管理システムの再構築に係る基本検討業務		
入札(見積)年月日	令和 5年 6月14日		
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	16,995,000円	主管課	給水課
	入札(見積)価格に、10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	無
工種(業種)	その他		
落札(決定)業者	ESRIジャパン(株)		

入札（見積）結果調書

(単位:円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
ESRIジャパン(株)							落札
	15,450,000						
アビームコンサルティング(株)							
	36,000,000						
備考							

入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第14-21-00043号		
件名	太陽光発電設備設置可能性調査業務		
入札(見積)年月日	令和 5年 6月 14日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	6,930,000 円	主管課	14 企画課
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000104460 (株) N J S 札幌事務所		

入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第 1 回	最低金額	第 2 回	最低金額	第 3 回	最低金額	
(株) N J S 札幌事務所		6,300,000					落札
(備考)							



業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 西野・宮町浄水場計装設備点検業務
- 2 事業者名 美和電気工業株式会社 北海道支社
- 3 特定理由 本業務の対象機器である計装設備は、浄水処理を行う際に、水量や水質などの必要な情報を計測し、制御用計算機（横河電機製）が計測情報を収集し、浄水処理の自動制御を行っている。
これらの計装設備の点検業務を行うには、制御用計算機システムを熟知していることと、対象設備の専門知識・技術力がなければ試験調整及び機能回復ができず、また、過去の保守データを保有していなければ、機器の劣化診断ができない。
上記業者は、対象設備の製造元である横河電機株の代理店に指定されている道内で唯一の業者であり、当該設備のシステムを熟知し、継続的に保守点検を行っている。
以上より、点検中において、計算機システムにいささかの影響を与えず、かつ点検機器の性能評価ができる上記業者以外では本業務を履行することができない。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。
【特定調達契約の場合】
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第___号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準（平成29年4月17日 総務課長決裁）」に定められる。

業者特定理由書

件 名 R5 年度貯蔵品管理システムインフラ設計構築業務

本業務について、下記のとおり業者特定することといたしたい。

記

1 特定業者

業者名 株式会社 HBA

2 特定理由

現在使用中である貯蔵品管理システムは、貯蔵品の在庫管理及び入出庫を行うシステムであり、緊急的な事故対応の際の工事に必要不可欠なシステムとなっている。イントラネットとシステムを接続し、セキュリティ要件を充足するためサーバ機器等インフラを給水課が提供して運用している。

インフラの設計及び構築は、貯蔵品管理システムの保守運用上で密接に関連する付帯業務であり、データベース及びアプリケーションの仕様を熟知していなければ、効率的で確実な業務を遂行することができない。

上記業者は、「貯蔵品管理システム移行開発業務」（H28 年度）によりインフラ構成の概要も把握していることから、設計時間の短縮、構築におけるアプリケーション、インフラ双方の調整が可能であり効率的かつ確実に業務を遂行することができる。

また、新たに、今回データの移行を行うにあたり、設計や移行するデータに不具合が生じた際にも、(株)HBA が受託している「貯蔵品管理システム運用保守業務」にてデータのバックアップを取得しており、データの復旧等を速やかに行うことができるため、貯蔵品を使用する工事への影響を最小限に留めることが可能となる。

こういった理由から、前回と同様に、本業務の委託先を「貯蔵品管理システム移行開発業務」「貯蔵品管理システム運用保守業務」の受託者である株式会社HBAに特定する。

【根拠法令】 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 6 号

業者特定理由書

下記の理由により見積業者を特定することといたしたい。

記

- 1 件名 手稲区金山地区ほか減圧弁点検整備業務その1 No.8-6451
- 2 業者名 札幌水材 株式会社
- 3 特定理由 当該業務は、配水区域内での適正水圧の提供を目的とし設置した減圧弁の不具合に対し、適正に作動するよう点検・整備を行うものである。また、減圧弁が故障した際は、お客様への給水に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、不具合が判明した場合は、速やかに分解整備（修理）を行わなければならない。緊急を要する点検に必要な交換部品を常に確保し迅速に対応することが求められる。
これらの減圧弁については、各製造業者独自の仕様となっているため、分解整備にあたっては、製造業者（製造業者から業務移管を受けた保守業者を含む）による高度な技術が必要で、交換部品も製造業者以外は保有していないことから、製造業者が点検・整備を行うことで継続した機能補償が担保される。
以上のことから、当該業務の確実な履行や緊急性に対応できるのは、製品の構造を熟知している製造業者しかいないことから、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。